

平安後期の寺院と国家

——威儀師・従儀師に注目して——

吉田 俊

〔キーワード…①威儀師 ②従儀師 ③観世音寺 ④授戒 ⑤後三条天皇〕

はじめに

黒田俊雄氏以降の研究により、寺院史の研究が活発になされるようになったことは知られている。その中で寺院の統制機関として置かれた僧綱所の機能に関しては、中井真孝氏や、森川英純氏・牛山佳幸氏・土谷恵氏の研究がある。

それらによると、僧綱は古代の仏教統制機関として設置され、治部省と玄蕃寮のもとで、仏教行政や僧尼の教導を担っていた⁽¹⁾。しかし、九世紀以降、僧綱の統制を受けない寺院が増加し、僧綱の仏教政策における役割低下がある一方、法会における請僧業務など新たな職務が生じたとする⁽²⁾。また、その一方で、僧綱が

仏教行政の事務所である綱所に次第に参集しなくなり、僧綱の運営機構に変化が生じた⁽³⁾。このように僧綱の役割や綱所機構が変化・変容する中で、綱務は法務の下で、綱所の実務官である威儀師・従儀師が担うようになる。特にその代表者である惣在庁が十一世紀後半以降、綱務の主軸となり、法会仏事で活躍したという⁽⁴⁾。

このように、僧綱に関する先行研究では、綱所における実務の中核とされる惣在庁の重要性が提示されている。本稿で注目しようとしているのはこの側面ではなく、威儀師・従儀師が有力寺院の寺官(別当・三綱)を兼任していることである。この点については、阿部慎氏や岡野浩二氏によって注目されている⁽⁵⁾。阿部氏によれば、威儀師・従儀師が寺官を兼任していたのは、綱務の迅速さを期するために、綱務を地域ごとに分担していたためであるとする。たとえば、南都関係の綱務(東大寺の綱封蔵の開封等)であれば、南都の寺官兼任の威徒がその綱務を果たす。この場合、彼らは威儀師・従儀師としての立場と寺官としての立場を使い分けながら、綱務や寺務を遂行したという。また、岡野氏は、威儀師・従儀師が古代僧綱制をリードした南都寺院を中心に置かれたとしている。

このように綱所の活動以外に、各地の寺院に分散配置された威儀師・従儀師の役割についても注目されつつある。しかしながら、寺官兼任の威儀師・従儀師には寺院によって数に差がある、ということには、まだあまり注意が払われていない印象を受ける。その理由を明らかにすることは、綱所に象徴される国家と、各寺院の関係を解明するためには有益であろう。

そこで本稿では、威儀師・従儀師(以下、威徒)が何故、有力寺院の寺官を兼任したのか。特になぜ寺院によって数の差が生じるのか、その背景について、平安時代に焦点を当てて述べてみたい。なおその際、寺官が作成に携わった下文等の寺院発給文書を分析対象とする。寺官の威徒兼任状況がよくわかるのである。

一 威従の寺官兼任

本章では、まず寺官兼任の威従について、その基本的な状況を確認したい。

中井真孝氏によれば、威従の前身は佐官であり、仏教行政の実務を担っていた⁽⁶⁾。綱所の実務官が佐官から威従に代わったのは、八世紀のことであるという。威従の本務は法会の行事であり、綱所の実務官としての機能は佐官から引き継いだ、付加的なものだったと考えられる。具体的な活動については、牛山佳幸氏の研究に詳しい。東大寺などの寺院に牒を発給したり、綱所の使として東大寺の綱封藏に派遣されたりするのである⁽⁷⁾。

本稿で注目しようとする点は、威従の綱所における活動ではない。彼等が有力な寺院の寺官を兼ねている、という点である。威従は延喜玄蕃寮式に「有闕者、僧綱簡定幹事者、申官補之」とあるように、朝廷によって補任されていた。威従は国家的官職であり、その配置状況は、威従を補任する国家の仏教政策の顕れと理解できる。特に、東大寺や興福寺の三綱が威従を兼任していることは、周知のとおりである。

実例を挙げよう。

【史料一】東大寺返抄⁽⁸⁾

東大寺返抄 城下郡東郷

檢納当年料十師供白米壹斛^{〔持〕}貳斗事

右十師供料白米、物部小犬丸所進檢^{〔納セ〕}□、故返抄、

(九九九年)^{「封」}
長保元年拾貳月□日

別当僧都

都維那律師

少別当威儀師

上座威儀師(草名)

「威儀師

「大法師

(「為長」

右の史料は、大和国城下郡の「十師供料白米」納入に対する東大寺返抄である。東大寺発給文書の中でも威儀師を兼任する僧がいることがわかる。このように三綱に威儀師が見られることは、中世以降も確認できる。

三綱兼任の威儀師の例で顕著なのが、東大寺である。本稿末の【表1】は、平安期の東大寺寺務組織から発給された文書の中で、威儀師兼任の寺官が作成などに関与しているものを挙げたものである。【表1】から、東大寺における威儀師兼任寺官の事例数は平安期だけで百例以上あることがわかる。東大寺の事例が多く検出できるのは、一つには史料の残存状況に関係しているように、何故兼任しているのか、という点は考えるべき点かと思われる。まずここでは、主に東大寺の史料から、三綱による威儀師兼任の状況を窺うことにする。すると、寺主以上が威儀師、都維那以下は威儀師、というのが一般的であったようである(【表1】)。大体一〜五人位である。その初見は、十世紀ころである。延喜十三年(九一三)十月三日に因幡国高庭庄の領掌の件で朝廷に解を提出

している（表1、No.1）。

このような寺官兼任の威従については、東大寺を中心に平安期以降、数多く事例が確認できる。しかしながら、全ての寺院において確認できることではない。

たとえば、筑前国観世音寺は、十一世紀半ばになるまで寺官の威従兼任は確認できない。

【史料二】観世音寺牒案

観世音寺牒 大府衙

欲被任公驗理判定、寺家四至内開発田貳段、号学校院領俄勘責当年地子米非例状

（中略）

天喜六年十一月廿三日

権都維那法師

別当兼講師大法師在判

都維那法師在判

檢校大法師在判

檢校大法師

上座大法師在判

権上座大法師在判

寺主大法師在判

権寺主大法師（9）

右の史料は観世音寺から大宰府に送られた牒である。ここでは、観世音寺の寺官に威従の兼任が全く見られない。東大寺と同じく天下三戒壇の一つに数えられるにも関わらず、威従の兼任者は一人も存在しない。この状況は後述するとおり十一世紀半ばまで続く。威従が置かれる基準は何であったのであろうか。

本稿末【表2】を見てもらいたい。【表2】は、東大寺、観世音寺以外の寺院で、威従兼任の寺官が確認できるものを挙げたものである。寺官が威従を兼任している寺院としては、大安・薬師・興福・法隆寺などが確認できる。まず、興福寺は、【表2 No.5、7、9、17】で確認できるように、東大寺同様に三人以上の寺官が威従を兼任していた。ここでは特に、貞観元年（八五九）に大威儀師が初めて設置された時の史料が注目される（【表2 No.1】）。大威儀師は国家的法会の請僧業務などを処理するためにこのとき新たに設置されたものである¹⁰。貞観元年に興福寺僧延寿が大威儀師に補任されており、九世紀段階から興福寺に威従が置かれていたことがわかる。

ここでとりわけて重要なのが、延寿が大威儀師に補任されたのが、興福寺維摩会が僧綱昇進ルートに位置づけられたのと同じ年であるということである。大威儀師の設置は、維摩会の位置づけの変更という国家の仏教政策と関連する事象であっただろうことが想定される。

次に大安寺に関しては、治安三年（一〇二三）に寺司大威儀師安齋が、「造寺料」に関して、朝廷に問い合わせに来ていることが確認できる¹¹。法隆寺に関しても承暦二年（一〇七八）十月八日の法隆寺政所注進状で、「別当大威儀師能算」（【表2、No.4】）が確認できるように、威従が置かれていた。薬師寺に関しては、興福寺の延寿と共に薬師寺僧正儀が大威儀師に補任されている。また、西大寺にも、康治二年九月十七日西大寺別当遺言状案で、別当として大威儀師が確認できる（【表2、No.11】）。

これら寺官が威従を兼任した寺院をみると、東大・興福・大安・薬師・法隆寺など古代に「大寺」と呼ばれた寺院が多いことがわかる。「大寺」は七世紀後半に設定されたもので、封戸等の国家による経済的援助を受ける寺であった⁽¹²⁾。とはいえ、筑前国観世音寺について先述したように、「大寺」であるからといって必ずしも威従が置かれているわけではない⁽¹³⁾。また、大安寺や法隆寺などの事例は十一世紀に集中している。何か意味があるのだろうか。これらの寺院に関しては、史料が少ないため明確な背景事情はわからない。

一方で、平安後期になると、行基由来の寺である大和国竹林寺など、古代の「大寺」ではない寺にも威従が置かれるようになっていく(表2、No.10)。また、岡野氏によれば、他に総持寺にも十世紀以降、威儀師が別当として確認できるが、これは檀越の一人である、大僧都如無の出自や宇多上皇との人的関係が背景にあるという⁽¹⁴⁾。古代の「大寺」の他に人的関係等も関わって新たに威従が置かれる場合があったと言える。

また、「大寺」として確認できない東寺などの真言系寺院にも、【表2 No.2、8、12、13、14】のように、十一世紀後半以降、寺官の威従兼任が確認できることには注意したい。真言系に関しては、醍醐寺にも複数人の威従が十二世紀になって確認できる⁽¹⁵⁾。また、仁和寺が惣在庁を出す僧の家を有していたことも指摘されている⁽¹⁶⁾。さらに、法勝寺などの御願寺⁽¹⁷⁾や、延暦寺にも多数の威従が確認できるといふ⁽¹⁸⁾。平安期に貴族の信仰を深めた有力寺院にも威従が置かれていたことがわかる。

ところで、今見てきた全ての寺院の寺官が同じ程度、威従を兼任するのではない、という点にも注意したい。寺官による威従兼任状況を確認すると、東大寺や興福寺などの有力寺院においては、複数人の三綱が威従を兼任している。一方で、法隆寺の事例を見ると、兼任状況は異なる。

【史料三】法隆寺政所注進状【表2、No.4】

(傍線は筆者による。以下、同じ)

法隆寺政所

定注参箇条事

(中略)

承暦二年十月八日

別当大威儀師能算

都維那法師長誓

上座大法師

権都維那法師頼増

権上座大法師慶元

寺主大法師真尊

寺主大法師長好

右の法隆寺政所注進状では、別当として威儀師が確認できる。しかし、三綱が威徒を兼任することはないことがわかる。東大寺や興福寺で威徒を兼任するのが実務官である三綱であったのと対照的に、法隆寺の場合、長官である別当が威儀師を兼任している。寺院の間で、国家による待遇の差があったことが窺える。威徒の任免権が朝廷（院政期においては上皇）にあったことを踏まえれば⁽¹⁹⁾、この背景に国家の仏教政策が関わっていることが想定されよう。威徒兼任実態の差異と、国家の仏教政策との関連づけは、章を改めて述べることにする。

二 威従と国家的仏教儀礼

前章では、寺官の威従兼任状況を確認した。その結果、威従兼任の寺官の格や数には、寺院によって明らかに差があることがわかった。それでは、このような差異にはどのような背景事情があるのであろうか。以下ではその点について述べてみたい。

右の疑問に答えるには、威従の職掌に注目する必要がある。特に法会の行事役を担っていたという点は注目される。朝廷の儀式には、行事役として上卿や行事弁が置かれるのが普通であったが、その他に威従が行事役として重要な役割を担う。威従の行事役の内実はどのようなものであろうか。

威従に関しては、主として法会において衆僧を引率する姿がよく見られる。しかし、威従の役割はそれだけに留まらない。先例故実を把握し、法会の進行における、威儀を糺す役割を期待されていた。

【史料四】『小右記』寛弘八年（一〇一一）三月二十日条

季御読経始、右大臣行之、申剋諸卿參上、御前僧七口僧三口、凡僧五口、威儀師申右大臣云、々無可奉御導師之僧綱者、須也門、候南殿之僧綱御導師法橋慶筭參入者、大臣云、付行事弁可令申者、彼是卿相云、只以頭弁可被奏坎、仍以頭弁令奏以法橋慶筭可令奉御前御導師之由、仰云、可令奉仕者、

右の史料は、寛弘八年三月の季御読経に関するものである。季御読経は、内裏の清涼殿と南殿に僧が分かれて行われる、国家的仏教儀礼である。ここでは、清涼殿の導師に適任者がいなかったことが問題となっている。

威儀師は上卿である右大臣に、南殿の導師である法橋慶算を清涼殿の導師とするべきということを、助言している(傍線部)。威従は法会において、法会を莊厳し威儀を整えることを職掌としていたのである。

このように威従は、国家的仏教儀礼の威儀を整えるという役目を担っていた。そこで、もう一度寺官兼任威従の話に戻そう。寺官兼任威従の事例で特に多いのが、先述したように東大寺や興福寺の南都寺院である。この両寺に共通することは、国家的に重要な仏教儀礼(法会や授戒)が行われているという点である。そこで、法会と授戒に注目して、威従の数に差がある背景事情を探ってみよう。

まず、興福寺に関しては、南京三会の一つである維摩会が開催される、という点が重要である。維摩会は八世紀に創始された法会で、当初は藤原氏の始祖鎌足を供養することを目的とした。維摩会が大きく転換するのが、貞観元年(八五九)に宮中御齋会・薬師寺最勝会と並ぶ南京三会の一つとして、僧綱昇進ルートに位置づけられたことである。御齋会以下三会の講師を遂げることで僧綱に補任されることになったのである。先述の通り、大威儀師の設置は、この変更とほぼ同時に行われており、儀礼の重要性が増したと密接に関わる設置であったと理解される。院政期には、近臣僧を強引に講師に補任しようとする、院の恣意的な人選もなされている⁽²⁰⁾。興福寺維摩会が僧のキャリアにとってどれだけ重要であったかは言うまでもない。このように重要な仏教儀礼として位置づけられる維摩会においても威従が進行役として活躍していたことも周知に属する⁽²¹⁾。

東大寺においては、維摩会のような定例化された重要な国家的法会はなかった。東大寺に関しては、法会とは異なって授戒が国家の仏教政策との関わりで重要であろう。

【史料五】『日本三代実録』元慶六年（八八二）六月三日条

応令治部玄蕃省寮押署戒牒并捺印事。貞観七年三月廿五日格曰、少僧都法眼和高位惠運牒僧。伏檢舊例。凡有得度者。先與度縁。次令入寺。毎年三月以前放牒諸寺。令進当年可受戒交名。会集綱所。治部玄蕃共勘知名籍。然後令登壇受戒者。今聞。頃年受戒之輩。事多不法。只以戒牒。專為公驗。自稱真僧。眩人耳目。因茲。邦家少輸貢之民。都鄙多濫吹之僧。伏望。自今以後。受戒之日。省寮威従共向戒場。子細勘会官符度縁。即令登壇受戒。便收取受戒者戒牒。具注後紙。以基本籍姓名。省寮相共押署。捺以省印。五月以前下放僧綱。僧綱六月一日頒給受戒者。

右の史料は、授戒の作法を規定したものである。授戒は一人前の僧侶になり、国家的法会に招請されるための重要な階梯であったが、九世紀ころより、度縁を受けずに「真僧」と称して授戒を遂げようとする者が増加していた。そのような不正を糺すために、授戒当日に、治部省・玄蕃寮の官人と共に威従が戒場に向かい、官符及び度縁を勘会することにしたのである。授戒には威従の参仕が必要とされていたことが確認できる。東大寺戒壇において威従が戒場で立ち会うことは、院政期頃まで続いたという⁽²²⁾。僧侶の昇進を国家の統制下に収めるといふ点で、東大寺の授戒を威儀正しく行うことは、重要な意味を持っていた。これが東大寺僧に数多くの威従が見られることの最大の理由であろう。一方で、同じ戒壇を持つ観世音寺は先述したように十一世紀半ばまで威従が置かれなかった。それまでは東大寺戒壇に比べ、観世音寺は重視されていなかった、と思われる。このように、威従が多く置かれる南都寺院においては、国家的仏教儀礼が行われていた。言うまでもなく法会に参仕する威従そのものは、会場となる寺院の威従に限られることはない⁽²³⁾。しかし、重要な仏教儀礼が

行われる寺院に威従を多く置いておくことは、その寺を道場として行われる仏教儀礼を国家が重視していることとの顕れであるとして、問題なからう。一方で、別当一人にしか威従兼任が確認できない法隆寺などは、平安期において目立った仏教儀礼を行ってはいないのである。威従を兼任する寺官の格に寺院によって差があるのも、このような仏教行政上の重要度の違いによるのであろう。

このことは、南都寺院以外の寺院寺官の威従兼任についても言えるのではないであろうか。

法勝寺などに関しては、十一世紀後半には、北京三会の内、大乘会が設置され、重要な法会がなされるようになっていた。当然、そこには威従の行事としての活動が確認できる⁽²⁴⁾。また、真言系寺院に関しては、やはり、東寺灌頂など、重要な国家的仏事が行われていたことが背景にある、と思われる。仁和寺に関しては、御室が院政期において重要な修法を担っていたことが背景として考えられる⁽²⁵⁾。

延暦寺に関しては、松尾氏の指摘が注目される。氏によれば十世紀以降に、延暦寺における授戒に威従が立ち会うようになった可能性があるとしており⁽²⁶⁾、そのことが威従設置に関係しているのかも知れない。延暦寺も東大寺同様に僧侶育成という点を重視したため、威従を設置し厳密に授戒を行うことが意図されたのではなからうか。ただし、『吉統記』文永十年(一二七三)六月会の記事に、「凡此法会、僧名一向寺家沙汰也、綱所参行許也」とあり、威従はただ参向するのみであった。「准御齋会」とする六月会において、威従の役割は重要視されていない。他の寺院の威従と同様に扱ってはいけないのかも知れない。

以上のように、寺官の威従兼任の背景事情として、国家的仏教儀礼との関連が想定されることがわかった。しかしながら、東大寺や興福寺以外の寺院は【表2】を見ればわかるように、事例が少ないこともあり、国家的仏教儀礼との関係を明確に示すことは出来ない。そこで、次章では、威従兼任と国家的仏教儀礼の関係が明

確にわかる事例として、筑紫国観世音寺を見てみる。

三 筑前国観世音寺と威従

筑前国観世音寺は、天下三戒壇の一つが置かれた寺院である。東大寺や興福寺等と共に「大寺」とされた。しかしながら、十一世紀半ばまで威従の活動が確認できない⁽²⁷⁾。それは【史料2】でも確認した。しかし、後三条天皇の時代である延久年間以降、観世音寺の三綱も多く威従を兼任していることが確認できるのである【表3】。【表3】では、平安期の観世音寺文書の中から、寺官兼任の威従が署判しているものを挙げた。認が出来る上限は延久元年（一〇六九）で、上座永運が確認できる【表3、No.1】。特に、延久四年（一〇七二）以降は、発給文書の中で複数人の威従が確認できるようになる。

【史料六】 筑前国符【表3 No.2】

国符 嘉麻南郷司

可改充公田拾柒町佰貳拾歩事

(中略)

治安四年四月廿三日

「件公験証文貳通、依官符之旨、為令進官進了、

延久四年六月十一日

講師 未列任

都維那兼從儀師大法師

講師大法師 在判

権都維那兼從儀師大法師

上座兼威儀師大法師

寺主兼威儀師大法師 在判

権寺主大法師

権寺主大法師

権寺主大法師

俗別当少監藤原朝臣

右の文書は、治安四年（一〇二四）の観世音寺領に関する筑前国符である。文書の奥には、異筆で公驗証文として朝廷に提出する旨が講師以下、観世音寺の寺官によって書かれている。三綱を見ると、威從を兼任している僧が四人いることに気が付く。ここで、注意したいのは、ただ単に三綱が威從を兼任しているということではなく、威從兼任の僧が三綱の三役それぞれ一人ずついるという点である。このように十一世紀後半以降、威從を兼任した寺官の姿が、観世音寺関連文書からは数多く確認できる。【史料二】で見たとおり、かつてはそうではなかった。観世音寺が東大寺や興福寺同様、十一世紀半ば以降、仏教において重要な役割を期待されるようになったと考えるのではなからうか。

平安後期の観世音寺を見る際に、まず念頭に上がるのが、観世音寺の東大寺末寺化である。保安元年（一一二〇）の東大寺別当寛助による観世音寺の東大寺末寺化から⁽²⁸⁾、観世音寺は東大寺と密接に結びつく

寺院であった、と言える。

岡野浩二氏は、観世音寺の威従を、講師の選定権を失った東大寺から派遣されたものであるとする⁽²⁹⁾。氏によれば、観世音寺は東大寺末寺化以前から、東大寺との関係が深かった。というのも、観世音寺の長官である講師の選定権が東大寺戒壇院にあったからだという。しかし、一〇六〇年頃から選任権が東大寺の手から離れてしまった。そのため、なお観世音寺に影響力を及ぼすために、東大寺が自らの寺内から威従を派遣したと推定されたのである。一方で、十一世紀頃より講師兼別当の寺内不在化が続いた観世音寺側も、正常な寺院運営を図るために、威従を必要とした、と考えておられる。

しかしながら、観世音寺に見える威従を調べてみると、東大寺で活動した徴証のある人物は確認できないということがわかる。威従が東大寺から派遣されたとする岡野氏の推定には、明確な根拠がない。東大寺と観世音寺との関係の深さからなされた憶測であろう。確かに、本末関係にある東大寺との関係が引き続き強いことから見て、東大寺以外の他寺から威従が派遣されたとも考えられない。東大寺から派遣されたのではないのであれば、もともと観世音寺で活動していた僧を新たに威従として補任したと考えるのが妥当である。先述したように、威従は国家から補任されるものである。また、【史料六】の時期には、岡野氏が指摘するように、観世音寺に対する東大寺の影響力は低下していた。新たに観世音寺に威従を置く、ということについて東大寺の意図が入る余地はない。観世音寺寺官の威従兼任の背景には、国家の意図があったと考えてよいであろう。

観世音寺に威従が置かれるようになったのは、後三条天皇の治世である。後三条天皇が摂関政治に対して、独自の政治を行ったことは周知の事である。その治世においては、延久二年に円宗寺が創建され、同四年には円宗寺の法華会が僧綱昇進ルートとして新たに位置づけられた⁽³⁰⁾。このように、延久年間には、新たな仏教政

策が後三条天皇を中心になされていたものであり、教学振興が図られていた。観世音寺に延久年間以降、威徒が置かれるようになったのも後三条天皇の教学振興政策の一環と考えるとよい、と思われる。

それでは、観世音寺における教学振興とは何か。筆者はそれを授戒であると考え、観世音寺戒壇は、東大寺・下野国薬師寺戒壇と合わせて、「天下三戒壇」とされることは有名である。下野薬師寺の場合、戒壇の機能は十一世紀には失われていたとされる。一方、観世音寺の場合は、松尾剛次氏によれば、院政期や鎌倉期に至っても、戒壇としての機能を有していた。そして、観世音寺で授戒を遂げた僧には、鎮西三会とも言うべき国家的法会出仕の道が用意されていたという⁽³²⁾。先述した威徒の授戒における役割を踏まえるならば、授戒を正常に行い、僧侶育成・教学振興を果たすために延久になって威徒が置かれるようになったと考えるべきである。

ここで、保安三年に「鎮西観世音寺戒壇受戒、五人受法、此時複本」という重要な一節が、鎌倉中期の東大寺学僧である凝然が、師の円照の行状をまとめ記した『東大寺円照上人行状』に残されていることが松尾氏によつて指摘されている⁽³³⁾。ここでは、五人の戒師（五師）による授戒を復興させることにしたことがわかる。この史料によれば、授戒の勵行は保安年間に至つて実現したように読めないこともない。しかしながら、保安年間には東大寺が観世音寺を末寺化しようと試みていた時期にあたる。史料の意図は、観世音寺の戒壇の復興が東大寺の梶子入れで実現したと主張したい東大寺の立場によるものであろう。観世音寺の授戒は五人の戒師によつて行われることが『延喜式』に規定されていた（三師二証方式）⁽³⁴⁾。おそらく時代と共に、正常に行われなくなったのを、延久年間から梶子入れを行い、保安三年段階での五師復興につながつたのだと思われる。

これ以降、受戒は行われていたようである。康治二年（一一四三）の東大寺に宛てた「仏聖燈油并恒例仏事料米相折勘文事」を注進した観世音寺注進状には、「二季受戒料（春季料七合 冬季料三八合）」とあり⁽³⁴⁾、

十二世紀前半に授戒が行われていたことがわかる。観世音寺の戒壇は院政期以降も機能しており、寺勢が衰退するといっても、なお西海道においては重要な役割を果たしていたと言つて良いと思われる。特に、後に戒律復興に寄与し、多くの権力者の帰依を集めた俊苧が、観世音寺の戒壇で具足戒を受けていたことは注目される。

【史料七】「泉涌寺不可棄去法師伝」⁽³⁵⁾

法師諱俊苧、(中略)十八剃髮、^(元暦元年)十九歳夏四月八日、於太宰府観世音寺受具足戒、

俊苧は肥後国飽田郡甘木荘で生まれ、その後、十八歳で得度し、元暦元年(一一八四)には十九歳で観世音寺において受戒をしている。戒律復興で有名な俊苧が、観世音寺で受戒をしていたことから、観世音寺戒壇の機能を低く見ることは出来ないであろう。

ところで、海老名尚氏によれば、十一世紀以降、教学振興のために、新しく論義会が設置されていた。具体的には、宮中最勝講や法勝寺御八講である。

論義会は、「經典講説と論義問答といった所作を核に据えた仏事」であり、その次第は「まず先達ともいべき講師が經典を講説する形で、その教理を解き明かす。次いで講師と問者による論義問答となる」という。そしてそれは、「講師に教えを請う形で、聴衆の中から選ばれた問者が、経論に関する疑問をなげかけ、それに講師が答えることで、仏法の理解を深めるというもの」である⁽³⁶⁾。論義会は、朝廷の僧侶育成政策であった、と言える。観世音寺戒壇の復興についても、僧侶の昇進と教学振興とを結びつける意図を想定することが出来る。

十一世紀後半は、国家と寺院の関係が新たな局面を迎えた時期でもあった。「王法仏法相依」の言説の出現である⁴⁷⁾。観世音寺の威徒設置は、僧侶育成と同時に、こうした国家と寺院との関係の中にも位置づけられる、と思われる。国家が威徒を設置し、授戒を厳かに行うことで、仏法興隆に寄与する。一方で、そのことが国家的法会に参仕する僧を育成することにつながり、結果として国家を仏教で権威づける。十一世紀以降見られる寺官と威徒との兼任の活発化は、同時期に見られるようになる、王法仏法相依の理念とも密接に関係してくるのである。

おわりに

最後に本稿で述べたことをまとめたい。

古代に「大寺」として国家による経済的保護を受けることになった東大寺や興福寺には、佐官が置かれ、国家との結びつきを表徴した。佐官が「大寺」にどの程度置かれていたのかは定かではない。しかし、佐官の後身である威徒に関しては、全ての「大寺」に同程度置かれたわけではなかった。維摩会や授戒など、国家的にも重要な仏事や法会を行う寺に、特に置かれたものと考えられる。しかしながら、威徒と国家的仏教儀礼との関係を明確に示す事例は少ない。そこで、重要なのが観世音寺官の威徒兼任である。

筑前国観世音寺は十一世紀半ばまでは、三綱に威徒が確認できない時期が続いた。しかし、十一世紀以降の後三条天皇による仏教政策で、僧侶育成・教学振興が図られるようになる、転機を迎える。すなわち、観世音寺三綱にも威徒を兼任する僧が見られるようになるのである。これは、朝廷の僧侶育成政策の一環であると

考えられる。威従を立ち会わせることで、授戒を確実に遂行するためである。

以上のように、寺院間の威従兼任数における差異は、国家の主導する仏教儀礼の遂行と結びついていた。そして、それは「王法仏法相依」の言説が現れる時期とも重なる。国家と仏教の関わりが、新たな局面を迎えたことを示すものとして、寺官と威従との兼任の動きが活発化したことを位置づけられるのである。

注

- (1) 中井真孝「奈良時代の僧綱」(『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、一九九一年、初出一九八〇年)。
- (2) 土谷恵「平安前期僧綱制の展開」(『史艸』二四、一九八三年)。
- (3) 森川英純「法務・惣在庁・威儀師」(『ヒストリア』九三、一九八一年)、牛山佳幸「僧綱制の変質と惣在庁・公文制の成立」(『古代中世寺院組織の研究』吉川弘文館、一九九〇年、初出一九八二年)。
- (4) 森川前掲(3)論文、牛山前掲(3)論文。
- (5) 阿部慎「中世僧綱所と寺院社会」(『日本史研究』五六三、二〇〇九年)、岡野浩二「天台僧延源の大威儀師補任について」(『寺院史研究』一四、二〇一三年)。
- (6) 中井前掲(1)論文。
- (7) 牛山前掲(3)論文。
- (8) 長保元年十二月東大寺返抄(『渡邊福太郎氏所蔵文書』、『平安遺文』三八八。以下、『平安遺文』は『平』と略す)。
- (9) 筑前国観世音寺牒案(『松浦詮所蔵文書』、『平』八九九)。
- (10) 土谷前掲(2)論文。
- (11) 『小右記』治安三年八月五日、閏九月十四・二十六日、十一月二十六日、十二月十七・二十二日条。
- (12) 中井真孝「七世紀後半の国家と仏教」(『ヒストリア』五五、一九七〇年)。
- (13) 観世音寺は持統期の頃から、「大寺」として見える。中井前掲(1)(12)論文。

- (14) 岡野浩二「僧綱―有職制の成立」(『平安時代の国家と寺院』塙書房、二〇〇九年)、前掲(5) 論文。
- (15) 醍醐寺に関しては、寺誌である『醍醐雜事記』から、十二世紀に三綱暹仁や慶延が威儀師・從儀師であったことがわかる。『醍醐雜事記』巻九。
- (16) 森川・牛山前掲(3) 論文。
- (17) 『長秋記』元永二年(一一一九)六月七日条には、法勝寺寺官として威徒が確認できる。阿部前掲(5) 論文。
- (18) 阿部前掲(5) 論文。
- (19) 『兵範記』仁安二年(一一六七)五月二十六日条を見ると、上皇から僧事に関して指示が下されている。ここでは、阿闍梨十四口、東寺定額僧三口、威儀師二口、從儀師一口を補任することが命じられている。上皇が威徒の補任権を有していたことがわかる。
- (20) たとえば、永久四年(一一一六)には、講師になるための階梯を遂げていない寛信が、白河院の意向によって、講師に補任されている(『三公会定一記』など)。この時の講師補任は、興福寺大衆の反発によって、取りやめになっている。しかし、寛信が講師を遂げていないにもかかわらず、「准已講」の特別措置を受けていることを見ると、僧のキャリアにおいて維摩会講師になることの重要性を見出せる。
- (21) たとえば、承徳二年(一〇九八)十月の維摩会では、威儀師寛智と從儀師靜算を含めた威徒三人が参仕し、注記などの役に携わっていることが見られる。『中右記』承徳二年十月十日条。
- (22) 松尾剛次「中世筑前観世音寺・下野薬師寺阿戒壇における授戒制」(『中世寺院史の研究 下』法蔵館、一九八八年)。
- (23) 長寛二年(一一六四)九月二十二日に東大寺で行われた万僧御読経では、東大寺の威徒を中心に、興福寺や醍醐寺の威徒僧が参仕している。『醍醐雜事記』巻九。
- (24) 保元二年(一一五七)十月の法勝寺大乘会などで威徒の活動が確認できる。『兵範記』保元二年十月二十四日条。
- (25) 横内裕人「仁和寺御室考」(『史林』七九一四、一九九六年)。
- (26) 松尾剛次『新版 鎌倉新仏教の成立』吉川弘文館、一九九八年。
- (27) 岡野「筑紫観世音寺の寺院機構」(『日本歴史』四八六、一九八八年)。
- (28) 『東大寺別当次第』寛助の項。

- (29) 岡野前掲(27) 論文。
(30) 『僧綱補任抄出』延久四年の項(『群書類従』四、補任部)。
(31) 松尾前掲(22) 論文。
(32) 松尾前掲(22) 論文、『東大寺円照上人行状 上』(『統々群書類従』卷三、史伝部)。
(33) 松尾前掲(22) 論文、同前掲(26) 著。
(34) 康治二年二月筑前国観世音寺年料米相折帳(『内閣文庫所藏観世音寺文書』、『平』二五〇四)。
(35) 『大宰府・大宰府天満宮史料』卷七。
(36) 海老名尚「平安・鎌倉期の論義会」(『学習院史学』三七、一九九九年)。
(37) 黒田俊雄「王法と仏法」(『黒田俊雄著作集 第二卷』法蔵館、一九九四年、初出一九八三年)。

【表1】東大寺発給文書に見える寺官兼任の威従

No.	西暦	和暦	月	日	文書名	差出	宛所	史料中の 威儀師・従儀師	典拠	備考
1	913	延喜13	10	3	東大寺解	東大寺		上座威儀師傳燈大法 師位「離世」	平211 (東南院文書)	
2	987	寛和3	2	1	東大寺符案	寺家	阿波国新嶋 勝浦枚方等 庄々	少別当威儀師 権上座威儀師 上座威儀師 寺主威儀師	平325 (東南院文書)	
3	999	長保1	12	11	東大寺返抄	東大寺	葛下郡	少別当威儀師(草名) 上座威儀師	平4579 (天理図書館蔵文書)	
4	999	長保1	12	29	東大寺返抄	□□□政所	干陀郡安倍 則忠	上座威儀師(草名)	平4580 (尊経閣所蔵文書)	
5	999	長保1	12	29	東大寺返抄	東大寺□□	山邊郡南郷	□□□□□(威) 儀師(草名)	平4581 (尊経閣所蔵文書)	
6	999	長保1	12		東大寺返抄	東大寺	城下郡東郷	少別当威儀師 上座威儀師(草名) □□威儀師	平388 (渡邊福太郎氏所蔵 文書)	
7	1000	長保2	8	13	大佛供白米 納所進未勘 文	東大寺大佛 供白米納所		上座威儀師英鳳(異 筆)	大古5—149	英鳳は文書作成者で はなく、取納帳を確 認したことを示すた めに、奥上に署名。
8	1000	長保2	8	13	東大寺白米 納所取納帳			上座威儀師(草名)	平389 (内閣文庫所蔵文書)	
9	1000	長保2	8	29	東大寺白米 納所返抄案	東大寺白米 納所	添上郡南郷	上座威儀師(草名)	平4582 (早稲田大学所蔵文 書)	
10	1000	長保2	9	23	東大寺白米 納所返抄	東大寺白米 納所	添上郡南郷	上座威儀師(草名)	平390 (渡邊福太郎氏所蔵 文書)	
11	1000	長保2	9	29	東大寺白米 納所返抄案	東大寺白米 納所	添上郡南郷	上座威儀師「英鳳」	平4583 (水木直前氏所蔵文 書)	
12	1000	長保2	10	9	東大寺燈油 納所返抄	東大寺燈油 納所	高市郡南郷	上座威儀師	平396 (佐佐木信綱氏所蔵 文書)	
13	1000	長保2	11	1	東大寺燈油 納所返抄	東大寺燈油 納所	高市郡南郷	上座威儀師(草名)	平397 (渡邊福太郎氏所蔵 文書)	
14	1000	長保2	11	7	東大寺白米 納所返抄	東大寺白米 納所	山邊郡南郷	上座威儀師(草名)	平391 (渡邊福太郎氏所蔵 文書)	
15	1000	長保2	11	10	東大寺白米 納所返抄	東大寺白米 納所	十市郡西郷	上座威儀師(草名) (裏書) 寺主威儀師 「壽能」	平392 (久原文庫所蔵文書)	
16	1000	長保2	11	15	東大寺返抄	東大寺	山村兼頼	少別当威儀師 上座威(儀脱)師(草 名) 権上座威(儀脱)師 寺主威(儀脱)師 都那威儀師	平393 (久原文庫所蔵文書)	
17	1000	長保2	11	21	東大寺返抄	東大寺	城上郡	少別当威儀師 上座威儀師(草名) 権上座威儀師 寺主威儀師 都維那従儀師	平4911 (玉林氏採訪文書)	
18	1000	長保2	11	21	東大寺返抄	東大寺	十市郡	少別当威儀師 上座威儀師(草名) 権上座威儀師 寺主威儀師 都維那従儀師	平4912 (玉林氏採訪文書)	
19	1000	長保2	11	22	東大寺燈油 納所返抄	東大寺燈油 納所	高市郡南郷	上座威儀師(草名)	平398 (東大寺文書)	

平安後期の寺院と国家

20	1000	長保2	11	25	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師	平399 (成實堂文書)	
21	1000	長保2	11	27	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師「英鳳」	平4586 (早稲田大学所蔵文書)	
22	1000	長保2	11	27	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師「英鳳」	平4587 (水木直箭氏所蔵文書)	
23	1000	長保2	11	29	東大寺大佛供白米納所返抄	東大寺大佛供白米納所	山邊郡北郷	上座威儀師(草名)	平394 (渡邊福太郎氏所蔵文書)	
24	1000	長保2	11	29	東大寺返抄	東大寺	楊生郷	少別当威儀師 上座威儀師(草名) 權上座威儀師 寺主威儀師 都羅那徒儀師	平4913 (天理図書館所蔵文書)	
25	1000	長保2	11	30	東大寺燈油納所返抄案	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師(草名)	平4914 (水木直箭氏所蔵文書)	
26	1000	長保2	12	1	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師	平400 (佐佐木信綱氏所蔵文書)	
27	1000	長保2	12	2	東大寺燈油納所返抄	東大寺	添上郡中郷	上座威儀師(草名)	平396 (佐佐木信綱氏所蔵文書)	
28	1000	長保2	12	2	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師	平4588 (水木直箭氏所蔵文書)	
29	1000	長保2	12	7	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師	平401 (東大寺文書)	
30	1000	長保2	12	13	造東大寺返抄	造東大寺	城上郡	少別当威儀師(草名) 勾当威儀師(草名)	平403 (石崎直矢氏所蔵文書)	
31	1000	長保2	12	15	東大寺白米納所返抄案	東大寺白米納所	山邊郡	上座威儀師「英鳳」	平4585 (天理図書館所蔵文書)	
32	1000	長保2	12	15	東大寺返抄	東大寺	山邊郡	少別当威儀師(草名) 上座威儀師「英鳳」 勾当威儀師(草名)	平4589 (内閣文庫所蔵文書)	
33	1000	長保2	12	15	東大寺返抄	東大寺	葛上郡	上座威儀師「英鳳」	平4590 (内閣文庫所蔵文書)	
34	1000	長保2	12	16	東大寺返抄	東大寺	高市郡南郷	少別当威儀師 上座威儀師「英鳳」 權上座威儀師 寺主威儀師「壽能」 都羅那徒儀師	平4591 (内閣文庫所蔵文書)	
35	1001	長保3	2	8	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師「英鳳」	平4597 (天理図書館所蔵文書)	
36	1001	長保3	2	10	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師(草名)	平407 (東大寺文書)	
37	1001	長保3	2	20	東大寺返抄	東大寺	城下西郷	上座威儀師「英鳳」	平4594 (内閣文庫所蔵文書)	
38	1001	長保3	2	20	東大寺返抄	東大寺	城下西郷	上座威儀師(草名) 「英鳳」	大古5-38	
39	1001	長保3	3	2	東大寺返抄	東大寺	添上郡南郷	少別当威儀師 上座威儀師「英鳳」 勾当威儀師	平4595 (内閣文庫所蔵文書)	
40	1001	長保3	6	16	東大寺白米納所返抄	東大寺大佛供白米納所	城上郡南郷	上座威儀師(草名)	平4915 (東大寺新収文書)	
41	1001	長保3	8	9	東大寺納所返抄	東大寺白米納所	十市郡西郷	大威儀師(草名)	平411 (根津文書)	
42	1001	長保3	8	10	東大寺納所返抄	東大寺白米納所	十市郡西郷	大威儀師(草名)	平412 (根津文書)	

43	1001	長保3	8	27	東大寺納所返抄	東大寺白米納所	十市郡東郷	大威儀師(草名)	平413 (根津文書)	
44	1001	長保3	9	7	東大寺納所返抄	東大寺白米納所	十市郡東郷	大威儀師(草名)	平414 (根津文書)	
45	1001	長保3	12	20	東大寺返抄	東大寺	平群郡	大威儀師 上座威儀師 權上座威儀師 寺主威儀師	平417 (中村雅真氏所藏文書)	
46	1001	長保3	閏12	19	東大寺返抄	東大寺	添上郡楊生郷	大威儀師「英鳳」 少別当威儀師	平4593 (水木直箭氏所藏文書)	
47	1002	長保4	6	13	東大寺納米所返抄	東大寺納米所	山邊郡	少別当威儀師(草名) 寺主威儀師(草名)	平423 (佐佐木信綱氏所藏文書)	
48	1002	長保4	6	15	東大寺納米所返抄	東大寺納米所	山邊郡	少別当威儀師(草名) 寺主威儀師(草名)	平425 (中村雅真氏所藏文書)	
49	1002	長保4	6	15	東大寺納米所返抄	東大寺納米所	山邊郡	少別当威儀師(草名) 寺主威儀師(草名)	平426 (中村雅真氏所藏文書)	
50	1002	長保4	10	16	東大寺納米所返抄	東大寺	添上郡中郷	少別当威儀師 寺主威儀師	平427 (佐佐木信綱氏所藏文書)	
51	1002	長保4	11	20	東大寺標		□津国	少別当威儀師 上座威儀師 寺主威儀師	平4598 (尊經閣所藏文書)	
52	1004	長保6	7	20	東大寺符案	東大寺	因幡国高庭庄	少別当前威儀師 上座威儀師 權上座威儀師 寺主威儀師 都維那從儀師	平433 (東南院文書)	
53	1004	長保6	7	20	東大寺標案	東大寺	因幡国街	上座威儀師 寺主威儀師 都維那從儀師	平434 (東南院文書)	
54	1004	長保6	11	30	東大寺燈油納所返抄	東大寺燈油納所	高市郡南郷	上座威儀師「英鳳」	平4600 (水木直箭氏所藏文書)	
55	1005	寛弘2	8	3	東大寺符案	□□(東大)寺	越中国瀨波郡狩城庄・石栗庄・射水郡須賀庄・俣田庄・鹿田庄・□(新)川郡大瀬庄・丈部庄等	□(少カ)別当威儀師 □□威儀師(師)	平441 (松田福一郎氏所藏文書)	
56	1027	万寿4	10	10	東大寺額免判案	掃部頭兼大介藤原朝臣某	東大寺カ	東大寺権少別当威儀師 _{在任}	平510 (狩野亨吉氏所藏文書)	前欠のため内容不詳。権少別当威儀師の判は冒頭の目下にある。
57	1029	長元2	閏2	13	東大寺標案	東大寺	摂津国街	少別当大威儀師 權上座威儀師 _{在任}	平515 (東大寺文書)	
58	1038	長暦2	7	23	東大寺返抄	東大寺	越中国	都維那從儀師	平4615 (尊經閣所藏文書)	
59	1038	長暦2	7	23	東大寺標	□□…	不明	□□□威儀師 都維那從儀師	平4616 (尊經閣所藏文書)	
60	1038	長暦2	7	23	東大寺標	□□…	不明	上座威儀師 都維那從儀師	平4617 (尊經閣所藏文書)	
61	1038	長暦2	7	23	東大寺標	東大寺	越中国	□□□威儀師	平4618 (尊經閣所藏文書)	
62	1039	長暦3	11	1	東大寺返抄	東大寺	播磨国	上座威儀師「慶範」	平579 (石崎直矢氏所藏文書)	

平安後期の寺院と国家

63	1039	長暦3	11	東大寺釋	□□□	越後国衙	上座威儀師「慶範」	平580 (百卷本東大寺文書)	
64	1040	長久1	11	東大寺返抄案	□□寺	□□(美作)國	□□(勾当)威儀師 {	平583 (東京帝国大学所蔵文書)	
65	1041	長久2	9 14	東大寺政所符案	政所	賀茂庄司	上座威儀師「慶範」	平589 (内閣文庫所蔵文書)	
66	1041	長久2	11	東大寺返抄案	東□(六)寺	越後国	上座威儀師「慶範」	平591 (股野文書)	
67	1041	長久2	11	東大寺返抄案	東大寺	播磨国	上座威儀師「慶範」	平592 (成實堂文書)	
68	1042	長久3	8 1	東大寺釋案	東大寺	美濃国衙	上座威儀師「慶範」	平598 (東南院文書)	
69	1042	長久3	8 1	東大寺返抄案	東大寺	下野国	上座威儀師「慶範」	平599 (東南院文書)	
70	1042	長久3	8 1	東大寺釋案	東大寺	下野国衙	上座威儀師「慶範」	平600 (東南院文書)	
71	1044	長久4	8 1	東大寺釋案	東大寺	伊賀国衙	上座威儀師「慶範」	平608 (東南院文書)	
72	1044	長久4	8 1	東大寺釋案	東大寺	阿波国衙	上座威儀師「慶範」	平612 (東南院文書)	
73	1044	長久4	8 1	東大寺返抄案	□□□	□磨国	上座威儀師「慶範」	平4621 (尊経閣所蔵文書)	
74	1044	長久4	8 1	東大寺返抄案	東大寺	阿波国	上座威儀師「慶範」	平611 (東南院文書)	
75	1044	長久4	8	東大寺返抄案	東大寺	伊賀国	上座威儀師「慶範」	平607 (東南院文書)	
76	1051	永承6	8 12	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權少別当威儀師(草名)	平690 (東南院文書)	
77	1054	天喜2	6 5	東大寺申状案	東大寺		上座威儀師傳燈大法師位慶尚 都羅那從儀師傳燈法師位淨秀	平717 (三国地誌)	
78	1054	天喜2	10	東大寺案	東大寺カ	□□国	上座威儀師	平720 (佐佐木信綱氏所蔵文書)	
79	1055	天喜3	11 1	東大寺釋	東大寺	近江国衙	上座威儀師 都羅那從儀師	平737 (京都大学所蔵東大寺文書)	
80	1055	天喜3	11 14	東大寺政所切符	東大寺		上座威儀師	平739 (東大寺文書)	
81	1055	天喜3	11 17	東大寺返抄案	東大寺	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶壽」	平741 (石崎直矢氏所蔵文書)	
82	1055	天喜3	11 19	東大寺返抄	□大寺	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶壽」	平745 (水木直箭氏所蔵文書)	
83	1055	天喜3	12 23	東大寺釋案	東大寺	近江国衙	少別当威儀師 上座威儀師	平753 (東南院文書)	
84	1055	天喜3	12 23	東大寺返抄案	東大寺	伊與国	少別当威儀師 上座威儀師	平754 (東南院文書)	
85	1056	天喜4	3 7	東大寺返抄案	東大寺	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶秀」	平766 (東京大学所蔵文書)	
86	1056	天喜4	4 11	東大寺政所下文案	政所	玉井庄	□(権)別当威儀師 上座威儀師	平793 (東大寺文書)	
87	1056	天喜4	5 2	東大寺返抄案	東大寺	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶壽」	平798 (東京大学所蔵文書)	
88	1056	天喜4	7 23	東大寺政所下文案	東大寺政所	後川庄	少別当威儀師 上座威儀師	平809 (東大寺文書)	
89	1056	天喜4	8 6	東大寺返抄案	東大寺	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶壽」	平810 (東京大学所蔵文書)	

90	1056	天喜4	10	16	東大寺返抄	東大寺	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶壽」	平補168 (西尾種熊氏所藏文書)	
91	1056	天喜4	11	8	東大寺返抄案	東大寺	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶壽」	平818 (高橋義彦氏所藏文書)	
92	1056	天喜4	12	16	東大寺政所 下文案	東大寺政所	新薬師寺袖 水間松尾庄 司田堵等所	上座威儀師	平826 (東南院文書)	
93	1057	天喜5	4	18	東大寺請文案	東大寺		上座威儀師傳燈大法 師位	平857 (東大寺文書)	
94	1057	天喜5		8	東大寺返抄案	東大寺	近江国	小別当威儀師 權上座威儀師「聖好」 都維那從儀師	平863 (股野文書)	
95	1057	天喜5	12	1	東大寺返抄案	東大寺	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶壽」	平870 (石崎直矢氏所藏文書)	
96	1057	天喜5	12	4	東大寺返抄案	東大寺	近江国	小別当威儀師 上座威儀師「慶壽」 權上座從儀師「聖好」	平4625 (東大寺新取文書)	
97	1057	天喜5	12	9	東大寺政所 請文案			上座威儀師傳燈大法 師位	平872 (東大寺文書)	前欠。
98	1057	天喜5	12	24	東大寺返抄案	東大□(寺)	近江国	少別当威儀師 上座威儀師「慶壽」	平874 (石崎直矢氏所藏文書)	
99	1058	天喜6	8	29	東大寺返抄案	東大寺	播磨国	上座威儀師	平892 (百卷本東大寺文書)	
100	1058	康平1	10	2	東大寺返抄案	東大寺	近江国	少別当威儀師「聖好」 權上座威儀師 上座威儀師 都維那從儀師	平906 (東南院文書)	
101	1058	康平1	10		東大寺返抄案	東大寺	美濃国	權上座威儀師 上座威儀師	平917 (東南院文書)	
102	1058	康平1	11	4	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平918 (東南院文書)	
103	1058	康平1	11	7	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平919	
104	1059	康平2	8	2	東大寺政所 符案	政所	玉瀧袖	權上座威儀師 上座威儀師 都維那從儀師法師	平931 (東大寺文書)	
105	1059	康平2	10	1	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」 都維那從儀師	平933 (東南院文書)	
106	1059	康平2	10	2	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平934 (東南院文書)	
107	1059	康平2	10	20	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平937 (東南院文書)	
108	1059	康平2	10	20	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平938 (東南院文書)	
109	1059	康平2	10	20	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平939 (東南院文書)	
110	1059	康平2	12	8	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平944 (東南院文書)	
111	1059	康平2	12	13	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平945 (東南院文書)	
112	1059	康平2	12	13	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平947 (東南院文書)	
113	1059	康平2	12	13	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平946 (東南院文書)	
114	1059	康平2	12	14	東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平948 (東南院文書)	
115	1059	康平2			東大寺返抄案	東大寺	近江国	權上座威儀師「聖好」 上座威儀師「慶壽」	平949 (東南院文書)	

平安後期の寺院と国家

116	1079	承暦3	11	23	東大寺政所補任状	政所		威儀師 (花押)	平1173 (東南院文書)	
117	1096	嘉保3	9	7	東大寺請文案	東大寺		権寺主威儀師	平1362 (東南院文書)	
118	1100	康和2	7	23	東大寺政所下文案	東大寺政所	別院崇敬寺所領紀伊国木本庄田堵	上座威儀師	平1431 (筒井覺聖氏所藏東大寺文書)	
119	1100	康和2	9	8	東大寺請文案	東大寺		上座威儀師位	平1435 (成實堂文書)	
120	1101	康和3	2	28	美濃国大井荘別当職補任状	□ (東) 大寺政所		上座威儀師 (花押)	平1438 (東南院文書)	
121	1101	康和3	5	25	東大寺政所下文案	東大寺政所	別院崇敬寺所領木本庄	上座威儀師 <small>在釋</small>	平1442 (筒井覺聖氏所藏東大寺文書)	
122	1102	康和4	4	10	東大寺大佛殿大日悔過供田施入状			上座威儀師「慶源」	平1478 (東南院文書)	
123	1102	康和4	4	20	東大寺政所下文案	東大寺政所	中綱慶祥	上座威儀師 <small>在釋</small>	平1480 (筒井覺聖氏所藏東大寺文書)	
124	1102	康和4	4	29	東大寺政所下文案	東大寺政所	木本庄下司住人等	上座威儀師 <small>在釋</small>	平1482 (筒井覺聖氏所藏東大寺文書)	
125	1102	康和4	5	26	東大寺政所下文案	東大寺政所	末寺崇敬寺所領木本庄下司住人等	上座威儀師 <small>在釋</small>	平1483 (筒井覺聖氏所藏東大寺文書)	
126	1102	康和4	7	21	東大寺政所下文案	東大寺政所	末寺崇敬寺所領木本庄下司住人等	上座威儀師 <small>在釋</small>	平1491 (筒井覺聖氏所藏東大寺文書)	
127	1104	長治1	6	11	東大寺司料米切符			上座威儀師	平1553 (東大寺文書)	
128	1105	長治2	8	2	東大寺大衆等解案	東大寺所司大衆等		上座威儀師大法師位「慶源」	平1626 (東大寺文書)	
129	1106	嘉承1	8	18	東大寺牌案	東大寺	□□□	上座威儀師大法師 <small>在釋</small>	平1664 (東大寺文書)	
130	1106	嘉承1	11	16	東大寺政所下文	東大寺政所	伊賀国名張郡黒田庄刀櫃等所	上座威儀師「慶源」	平1666 (松田福一郎氏所藏文書)	
131	1107	嘉承2	10		東大寺政所下文案	政所	雑役免状々下司田堵等	上座威儀師 <small>在釋</small> 権上座威儀師 <small>在釋</small> 権寺主威儀師 <small>在釋</small>	平1678 (東大寺文書)	
132	1108	天仁1	3		東大寺政所下文	政所	黒田庄出作笑川中村作人等	上座威儀師	平1693 (東大寺文書)	
133	1115	永久3	5	25	東大寺解案	東大寺		寺主威儀師	平1829 (百卷本東大寺文書)	
134	1116	永久4	3	20	東大寺請文案	東大寺		寺主威儀師	平1853 (東大寺文書)	
135	1116	永久4	3	27	東大寺請文案	東大寺		寺主威儀師	平1854 (京都大学所藏東大寺文書)	
136	1119	元永2	8	3	東大寺政所下文案	政所	黒田荘出作矢川・中村住人等	寺主威儀師	平1900 (東大寺文書)	
137	1119	元永2	12	5	東大寺政所下文案	政所	黒田荘出作矢川・中村作人等	寺主威儀師(花押影)	平1904 (東大寺文書)	
138	1121	保安2	閏5		東大寺三綱陳状案	東大寺		寺主威儀師	平1920 (東大寺文書)	
139	1123	保安4	2	19	東大寺解案	東大寺		寺主威儀師「嚴慶」	平1986 (百卷本東大寺文書)	

140	1129	大治4	7	7	東大寺腰案	東大寺	観世音寺	寺主威儀師	平2138 (東大寺文書)	
141	1129	大治4	8		東大寺返抄案	東大寺	美作国	寺主威儀師	平2142 (東南院文書)	
142	1129	大治4	11	21	東大寺所司解	東大寺		寺主威儀師「隆意」	平4693 (平岡定海氏所蔵文書)	
143	1130	大治5	6	10	東大寺腰	東大寺	伊賀国衙	寺主威儀師(花押) 権都維那威儀師(花押)	平2160 (内閣文庫所蔵伊賀国古文書)	
144	1132	天承2	4	21	東大寺切符		碓井封運上米綱丁梶取等	威儀師(花押)	平2223 (東大寺文書)	
145	1132	天承2	4	28	東大寺政所下文		碓井封運上米綱丁梶取等	威儀師(花押)	平4986 (中村直勝氏所蔵文書)	
146	1132	天承2	4	28	東大寺政所下文		碓井封運上米綱丁梶取等	威儀師(花押)	平4987 (中村直勝氏所蔵文書)	
147	1147	久安3	2	25	東大寺政所下文	東大寺政所		権上座威儀師(花押) 権都維那威儀師(花押)	平2604 (筒井寛聖氏所蔵文書)	
148	1159	平治1	閏5		東大寺公文所下文案	東大寺公文所	白米免小東庄等	上座威儀師	平2985 (東大寺文書)	
149	1160	永暦1	8		東大寺腰案	東大寺	越後国衙	上座威儀師(花押) (覺仁)	平3101 (東南院文書)	
150	1160	永暦1	10	2	東大寺公文所下文案	公文所	小東庄	上座威儀師	平3106 (東大寺文書)	
151	1162	応保2	8		東大寺腰案	東大寺	甲斐国衙	上座威儀師傳燈大法師位	平3226 (東大寺文書)	
152	1168	仁安3	2	19	東大寺公文所下文案	東大寺公文所	黒田曹生庄官等	上座前威儀師(花押) (覺仁) 寺主威儀師(花押) (玄源) 権寺主威儀師(花押) (宣範力)	平3451 (百卷本東大寺文書)	
153	1175	安元1	11	27	東大寺三綱解案			上座従威儀師傳燈法師位 権上座威儀師傳燈大法師位 権寺主威儀師傳燈大法師位 都維那威儀師傳燈大法師位	平3725 (東大寺文書)	
154	1181	治承5	6	3	東大寺伊賀国封米支配状案	東大寺		上座威儀師大法師「玄嚴」	平3965 (谷森文書)	
155	1181	養和1	8	7	東大寺所司等解案			寺主威儀師宣口	平3995 (東大寺文書)	
156	1181	養和1	8		伊賀国黒田荘出作田数四至注文	東大寺		上座威儀師大法師(村井歌義氏本東大寺文書)	平3999	
157	1182	寿永1	11	2	東大寺公文所下文案	東大寺公文所	笠間庄	寺主威儀師	平4060 (東大寺文書)	
158	1184	元暦1	8	23	東大寺所司請文案	東大寺		上座威儀師 寺主威儀師	平4197 (東大寺文書)	

※ (1) 主に、平安期の東大寺寺務組織から発給された解や下文等の中で、寺官兼任の威徒が作成などに関与しているものを中心に挙げた。

※ (2) 項目に挙げられている威徒は断りのない限り、全て発給文書作成者として確認できるものである。

※ (3) 典拠項目で、「平」は『平安遺文』、「大古」は『大日本古文书 東大寺文書』の略で、それぞれ後に文書番号を付した。

【表2】東大寺・観世音寺以外に見える威従

No.	西暦	和暦	月	日	文書名	威従の表記	威従の所属寺院	典拠	備考
1	859	天安3	4	27	太政官符	傳灯大法師位正儀 傳灯大法師位延寿	薬師寺 興福寺	類聚三代格卷三	正儀・延寿を大威儀師に補任。
2	1058	康平4	7		丹波国大山庄坪付案	権上座威儀師 <small>在</small>	東寺	平970 (東寺百合文書卅)	
3	1078	承暦2	10	3	金光院三昧僧等解	别当大威儀師(花押)	法隆寺	平1151 (法隆寺文書)	别当大威儀師は外題に署判。
4	1078	承暦2	10	8	法隆寺政所注進状	别当大威儀師能算	法隆寺	平1154 (法隆寺所藏金堂日記)	
5	1089	寛治3	9		興福寺牒	寺主威儀師「頼順」 権寺主威儀師 権都維那威儀師「喜好」	興福寺	平1280 (神田孝平氏所藏文書)	
6	1091	寛治5	7		東寺別当時間請文案	[大威儀師傳燈大法師位能算]	法隆寺	平1297 (東寺百合文書こ)	
7	1105	長治2	4	29	興福寺政所下文案	都維那威儀師 権都維那威儀師 <small>在</small>	興福寺	平1640 (栄山寺文書)	
8	1131	天承2	8	5	東寺政所下文	上座威儀師 寺主威儀師(花押)	東寺	平2229 (東寺百合文書七)	
9	1135	保延1	9	15	興福寺政所下文	都維那威儀師(花押) 権都維那威儀師	興福寺	平2330 (栄山寺文書)	
10	1139	保延5	11	17	大和国竹林寺別当議状案	竹林寺別当大威儀師 <small>在</small>	竹林寺	平2416 (東大寺文書)	
11	1143	康治2	9	17	西大寺別当遺言状案	西大寺別当大威儀師 <small>在</small>	西大寺	平2521 (東大寺文書)	
12	1148	久安4	6		東寺返抄案	上座威儀師 <small>在</small>	東寺	平4723 (高山寺文書)	
13	1151	仁平元	4		東寺所司等解	上座威儀師大法師行俊 寺主威儀師大法師信俊	東寺	平2732 (東寺百合文書ユ)	
14	1161	永暦2	7		安居会修僧請定	上座威儀師 寺主威儀師	東寺	東寺百合カ函/13/紙背	
15	1168	仁安3	1	27	興福寺政所下文案	権都維那威儀師 <small>在</small>	興福寺	平3448 (興福寺本信門筆因命四相違裏文書)	
16	1175	安元1	11	22	興福寺政所下文案	都維那威儀師 <small>在</small>	興福寺	平3717 (東大寺文書)	
17	1183	寿永2	3		興福寺政所下文	威儀師宣範 威儀師圓盛 従儀師俊尊	興福寺	平4081 (内閣文庫所藏文書)	

※(1) 主に、平安期の文書から威従の所属寺院が明確にわかるものを挙げた。項目に挙げられている威従は文書の署判者。但し、()で括られている威従は、署判者ではなく、事書・事実書などで確認できるもの。

※(2) 典拠項目の「平」は「平安遺文」の略。

【表3】 観世音寺発給文書に見える寺官兼任の威従

No.	西暦	和暦	月	日	文書名	差出	宛所	史料中の威従	典拠	備考
1	1069	延久元			観世音寺十一面観音像銘			上座威儀師年預永暹	平金石120	
2	1072	延久4	6	11	公驗奥書			上座兼威儀師大法師 寺主兼威儀師大法師 <small>在官</small> 都維那兼従儀師大法師 権都維那兼従儀師大法師	平498 (尊勝院文書)	治安4年4月23日付の公驗を朝廷に進上する際の奥書。
3	1088	寛治2	閏10	8	筑前国観世音寺三綱解案	観世音寺三綱等	国	上座威儀師 権上座威儀師 権寺主従儀師源尊	平1268 (百卷本東大寺文書)	
4	1089	寛治3	8	17	筑前国観世音寺三綱解案	観世音寺三綱等	府	上座威儀師親秀 権上座威儀師永與	平1275 (東南院文書)	
5	1094	嘉保1			筑前国観世音寺資材帳案			権上座威儀師大法師位 権上座大法師位 権上座大法師位 権寺主従儀師法師位 権寺主従儀師大法師位 都維那従儀師	平1368 (内閣文庫所蔵観世音寺古文書)	
6	1095	嘉保2			観世音寺資財帳	観世音寺		権上座威儀師大法師位 権上座威儀師大法師位 権上座威儀師大法師位 権寺主従儀師法師位 権寺主従儀師大法師位 都威那従儀師	大古5—108	
7	1097	永長2	7	16	筑前国観世音寺大衆解案	観世音寺所司大衆等	府	上座威儀師 権上座威儀師永暹 権上座威儀師有範 権上座威儀師念秀	平1380 (内閣文庫所蔵観世音寺古文書)	
8	1098	承德2	4	1	筑前国観世音寺三綱解案	観世音寺三綱等	府	上座威儀師 権上座威儀師源尊 寺主威儀師長範 権寺主従儀師永與	平1395 (根岸文書)	
9	1099	承德3	9.5	11	筑前国観世音寺三綱解案	観世音寺三綱等	府	上座威儀師永暹 権上座威儀師源尊 寺主威儀師 権寺主従儀師永與	平1409 (百卷本東大寺文書)	
10	1102	康和4	3	11	筑前国観世音寺三綱解案	観世音寺三綱等	府	上座前威儀師大法師「永暹」 権上座威儀師大法師「源尊」 寺主威儀師大法師 権寺主威儀師大法師「永與」	平1477 (内閣文庫所蔵観世音寺古文書)	
11	1109	天仁2	6	10	筑前国観世音寺牒案	観世音寺	府政所衙	寺主威儀師大法師 _永 <small>親</small> 権寺主威儀師大法師 <small>親秀</small> 権都維那従儀師法師 _{親珍}	平1705 (東京大学所蔵観世音寺文書)	

平安後期の寺院と国家

12	1111	天永2	10	2	筑前国観世音寺三綱解案	観世音寺三綱等	国	検校大威儀師大法師 <small>在任</small> 寺主威儀師大法師 <small>在任</small> 権主威儀師大法師 <small>在任</small> 都維那從儀師 <small>在任</small> 権都那從儀師	平1753 (東京大学所蔵観世音寺文書)	
13	1119	元永2	3	27	筑前国観世音寺三綱等解案	観世音寺三綱等	府	検校大威儀師 上座威儀師 寺主威儀師 都維那從儀師 権都維那從儀師淨興	平1898 (内閣文庫所蔵観世音寺文書)	
14	1120	保安元	6	28	観世音寺文書目録	観世音寺		検校大威儀師「源尊」 上座威儀師「暹増」 寺主威儀師 都威那從儀師「覺珍」 権都威那從儀師「淨登」	平補299 (大和筋井寛聖氏所蔵文書)	
15	1120	保安元	6	28	公験奥書			検校大威儀師「源尊」 上座威儀師「暹増」 寺主威儀師 都威那從儀師「覺珍」 権都威那從儀師「淨登」	大古5—109ノ9	天平3年3月30日付けの公験を東大寺に進上した際の奥書。
16	1120	保安元	6	28	公験奥書			検校大威儀師「源尊」 上座威儀師 寺主威儀師 都威那從儀師「覺珍」 権都威那從儀師「淨登」	大古6—271	天平勝宝元年9月29日付の公験を東大寺に進上する際の奥書。
17	1120	保安元	6	28	公験奥書			検校大威儀師「源尊」 上座威儀師「暹増」 寺主威儀師 都威那從儀師「覺珍」 権都威那從儀師「淨登」	大古7—318ノ5	天慶3年3月23日付の公験を東大寺に進上する際の奥書。
18	1120	保安元	6	28	公験奥書			検校大威儀師「源尊」 上座威儀師「暹増」 寺主威儀師 都威那從儀師「覺珍」 権都威那從儀師「淨登」	大古5—110ノ12	天延3年11月24日付の公験を東大寺に進上する際の奥書。
19	1120	保安元	6	28	公験奥書			検校大威儀師「源尊」 上座威儀師「暹増」 寺主威儀師 都威那從儀師「覺珍」 権都威那從儀師「淨登」	大古7—328ノ11	長元年間に作成されたと思われる黒嶋莊公験を東大寺に進上する際の奥書。
20	1120	保安元	6	28	公験奥書			検校大威儀師源尊 上座威儀師「暹増」 寺主威儀師 都維那從儀師「覺珍」 権都維那從儀師「淨登」	平1039 (百巻本東大寺文書)	延久元年8月29日付の公験を東大寺に進上する際の奥書。
21	1129	大治4	7		筑前国観世音寺封惣勘文			検校威儀師(花押) 上座威儀師(花押) 権上座威儀師 都維那從儀師(花押)	平2140 (内閣文庫所蔵観世音寺文書)	
22	1130	大治5	11	5	筑前国薩井封年貢米送状	観世音寺		検校大威儀師(花押) 上座威儀師(花押) 権上座威儀師(花押) 寺主從儀師(花押) 都維那從儀師(花押)	平2170	

23	1140	保延6	5	親世音寺政 所下文	寺家	檢校威儀師 (花押) 權檢校威儀師 (花押) 上座威儀師 (花押) 權上座威儀師 (花押) 寺主威儀師 (花押) 權寺主從儀師 (花押) 都維那從儀師 權都維那從儀師 (花 押)	平4712 (京都大学所藏東大 寺文書)	
24	1143	康治2	2	筑前国親世 音寺年料相 折帳	親世音寺	檢校威儀師 (花押) 權檢校威儀師 (花押) 上座威儀師 (花押) 權上座威儀師 (花押) 寺主威儀師 權寺主從儀師 (花押) 都維那從儀師 權都維那從儀師 (花 押)	平2504 (内閣文庫所藏親世 音寺文書)	
25	1160	永暦1	3	親世音寺筑 前権井封年 貢送文	親世音寺	檢校大威儀師 (花押) 檢校威儀師 (花押) 上座威儀師 (花押) (淨養) 權上座從儀師 (花押) 寺主從儀師 (花押) 權寺主從儀師 (花押) 權寺主從儀師 (花押) 都威那從儀師 權都威那從儀師 (花 押)	大古5—125	
26	1161	永暦2	10	筑前国金生 封年貢米運 上勤文	親世音寺	檢校大威儀師 (花押) 檢校威儀師 (花押) 上座威儀師 (花押) 權上座從儀師 寺主從儀師 (花押) 權寺主從儀師 都維那從儀師 (花押) 權都維那從儀師	平3166 (内閣文庫所藏親世 音寺文書)	

※ (1) 主に平安期の文書の中から、寺官兼任の威從が署名しているものを挙げた。

※ (2) 典拠項目の「平」は「平安遺文」、「平金石」は「平安遺文」金石文編、「大古」は「大日本古書 東大寺文書」の略で、それぞれ後ろに文書番号を付した。

Temple in the latter half of the Heian era and nation
—especially on the assurance of *igishi* and *jugishi* —

YOSHIDA, Shun

This report considers why *igishi* and *jugishi* considered to be the national priesthood was put in the influential temple such as Todai-ji Temple and Kofuku-ji Temple.

About this background circumstances, it is hardly discussed. However, I notice a certain thing when I look at these temples where *igishi* and *jugishi* was put. That means that these temples perform national Buddhism ceremony. As an example, if it is Todai-ji Temple, it is *jukai*. And it is *Mimae* if it is Kofuku-ji Temple. In this way, important Buddhism ceremony was performed at the temple where a lot of *igishi* and *jugishi* was employed. Because *igishi* and *jugishi* is a national government official, there seems to be the intention by the nation. It is an intention that Buddhism ceremony is performed smoothly.

Particularly, it is an example of Kanzeon-ji Temple that it appears definitely. Originally *igishi* and *jugishi* was not put in Kanzeon-ji Temple, but, after the late eleventh century, *igishi* and *jugishi* comes to be put. What are this background circumstances? Therefore I think about the reign of the Emperor of this time. At this time, it was the reign of the Emperor *Gosanjō*. The Emperor *Gosanjō* is known as the person who performed politics with strong initiative. About the Buddhism policy, his original policy is seen. The intention that is going to bring up a priest is indicated in his Buddhism policy. Based on this, I try to think about an example of Kanzeon-ji Temple. The thing which attract our attention here is that *jukai* was carried out in Kanzeon-ji Temple. *Igishi* and *jugishi* were required to perform *jukai* normally. *Igishi* and *jugishi* supervised *jukai* so that a priest did not have injustice. You will understand that a role of *igishi* and *jugishi* was essential to upbringing of the priest.

As the background circumstances that *igishi* and *jugishi* was put in Kanzeon-ji Temple, we can notice an intention of the Emperor *Gosanjō* aiming at priest upbringing.

Furthermore, I can say a similar thing about other temples. The reason why *igishi* and *jugishi* were employed in the temples was that a nation performed national Buddhism ceremony smoothly. Particularly, it is seen late in the Heian era that *igishi* and *jugishi* were employed in the temples. The last part of Heian era was the time when it was important to a nation and temples.

(史学専攻 博士後期課程三年)